

伐採造林届の時に必要な書類が義務化されます！

森林法改正により、森林の立木を伐採するときに提出する伐採・造林届の添付書類が統一的な運用に見直され、**必ず提出が必要になりました。**

【提出が必要な添付書類】

届出者が個人の場合

- 森林の位置図・区域図・・・・・・・・伐採造林や林地転用を行う森林の位置及び伐採区域がわかる図面(縮尺は任意)
- 届出者の確認書類・・・・・・・・氏名や住所がわかる書類(住民票や運転免許証、マイナンバーカードの写しなど)
- 土地の登記事項証明書等・・・・・・・・届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
(土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど)
届出者が土地所有者でない場合は、立木の売買契約書など届出者に立木伐採権原があることがわかる書類
- 隣接森林との境界関係書類・・・・・・・・隣接森林所有者と伐採区域を確認したことが分かる書類 ※1
- その他法令の許認可関係書類・・・・・・・・届出対象森林の伐採に関し、ほかの行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況が分かる書類 ※2
(申請書の写しや許可書の写しなど)
- 市町村長が必要と認める書類・・・・・・・・ ①(皆伐の場合のみ)皆伐にあたっての確認事項 (伐採及び伐採後の造林届の添付書類)
②その他届出確認に必要な書類

届出者が法人の場合

- 森林の位置図・区域図・・・・・・・・伐採造林や林地転用を行う森林の位置及び伐採区域がわかる図面(縮尺は任意)
- 届出者の確認書類・・・・・・・・法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
- 土地の登記事項証明書等・・・・・・・・届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
届出者が土地所有者でない場合は、立木の売買契約書など届出者に立木伐採権原があることがわかる書類
- 隣接森林との境界関係書類・・・・・・・・隣接森林所有者と伐採区域を確認したことが分かる書類 ※1
- その他法令の許認可関係書類・・・・・・・・届出対象森林の伐採に関し、ほかの行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況が分かる書類 ※2
(申請書の写しや許可書の写しなど)
- 市町村長が必要と認める書類・・・・・・・・ ①(皆伐の場合のみ)皆伐にあたっての確認事項 (伐採及び伐採後の造林届の添付書類)
②その他届出確認に必要な書類

※1 以下のいずれかに該当する場合は、添付を省略することができます。

- ①単木的な伐採など、境界に隣接しない場合
- ②境界杭などにより、境界が明確な場合
- ③誓約書の提出等により、届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

※2 該当する場合のみ提出